

■実行関税率表 2026 新旧対照表 (2026/08/12)

(1) 第 7210.49 号中の記載を一部変更する。(2026 年 8 月 8 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
728	新	7210.49	010	3	その他のもの －合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7 % 以上の均質な合金のものに限る。） <u>－溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和 8 年政令第 254 号）第 1 条第 1 項第 1 号イに該当するもの（第 7212.30 号に該当するものを除く。）</u> －その他のもの （以下省略）	3.9%	無税 Free	無税 Free		KG	※改正箇所以外記載省略
	旧	7210.49	010	3	その他のもの －合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の 7 % 以上の均質な合金のものに限る。） （新規） －その他のもの （以下省略）	3.9%	無税 Free	無税 Free		KG	※記載省略

(2) 第 7212.30 号中の記載を一部変更する。(2026 年 8 月 8 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
730	新	7212.30	020	0	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） －溶融亜鉛めつき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号イに該当するもの（第 7210.49 号に該当するものを除く。）	3.9%	無税 Free	無税 Free		KG	※改正箇所以外記載省略 <u>Falling under Article 1, paragraph (1), item (i), (a) of Cabinet Order relating to the imposition of a provisional anti-dumping duty on Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip, other than those of subheading 7210.49</u>
			010	4	－めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5.0%以上 13.0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2.0%以上 4.0%以下のもの					KG	
			090	0	－その他のもの					KG	
	旧	7212.30			亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） (新規)	3.9%	無税 Free	無税 Free			※記載省略
			010	4	－めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5.0%以上 13.0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2.0%以上 4.0%以下のもの					KG	
			090	0	－その他のもの					KG	

(3) 第 7225.92 号中の記載を一部変更する。(2026 年 8 月 8 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
739	新	7225.92	910 <u>930</u>	4 <u>3</u>	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） （省略） 4 その他のもの －（品名省略） － <u>溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号ロに該当するもの（第 7226.99 号に該当するものを除く。）</u> －その他のもの （以下省略）	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG <u>KG</u>	※改正箇所以外記載省略 <u>Falling under Article 1, paragraph (1), item (i), (b) of Cabinet Order relating to the imposition of a provisional anti-dumping duty on Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip, other than those of subheading 7226.99</u>
	旧	7225.92	910	4	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） （省略） 4 その他のもの －（品名省略） （新規） －その他のもの （以下省略）	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG	※記載省略

(4) 第 7226.99 号中の記載を一部変更する。(2026 年 8 月 8 日から適用)

頁		番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
						基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
740 ～ 741	新	7226.99			その他のもの (省略) 3 その他のもの ー亜鉛をめっきしたもの（電気めっき によるものを除く。） ――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対 して課する暫定的な不当廉売関税 に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号 ロに該当するもの（第 7225.92 号 に該当するものを除く。）	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG	※改正箇所以外記載省略
	旧	7226.99			その他のもの (省略) 3 その他のもの ー亜鉛をめっきしたもの（電気めっき によるものを除く。） (新規) ――（品名省略） (以下省略)	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG	

(5) 第 72 類中の脚注の記載を追加する。(2026 年 8 月 8 日から適用)

頁	新	旧
728	<u>(注) 7210.49 のうち 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note)ex 7210.49 Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
730	<u>(注) 7212.30 のうち 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note)ex 7212.30 Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
739	<u>(注) 7225.92 のうち 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note)ex 7225.92 Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)
740	<u>(注) 7226.99 のうち 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板 不当廉売関税 (附表参照)</u>	(新規)
	<u>(Note)ex 7226.99 Hot-dipped galvanized steel coil, sheet and strip : Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>	(新規)

(6) 附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2026年8月8日から適用)

頁	新	旧		
8	(1) ～ (7) (省略) <u>(8) 大韓民国産及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板</u> <table><tr><td><u>対象品目</u></td><td> <u>次のイ又はロに掲げる物品</u> <u>イ 関税率表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）</u> <u>(3) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の 2 パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 5 パーセント以上のもの</u> <u>(4) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 4 パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの</u> <u>ロ 関税率表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第 72 類の注 1 (f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第 72 類の注 1 (f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）</u> <u>(3) 関税率表第 72 類の備考 1 の合金工具鋼のもの</u> <u>(4) 関税率表第 72 類の号注 1 (d)の高速鋼のもの</u> <u>(5) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のも</u> </td></tr></table>	<u>対象品目</u>	<u>次のイ又はロに掲げる物品</u> <u>イ 関税率表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）</u> <u>(3) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の 2 パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 5 パーセント以上のもの</u> <u>(4) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 4 パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの</u> <u>ロ 関税率表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第 72 類の注 1 (f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第 72 類の注 1 (f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）</u> <u>(3) 関税率表第 72 類の備考 1 の合金工具鋼のもの</u> <u>(4) 関税率表第 72 類の号注 1 (d)の高速鋼のもの</u> <u>(5) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のも</u>	(1) ～ (7) (省略) (新規)
<u>対象品目</u>	<u>次のイ又はロに掲げる物品</u> <u>イ 関税率表第 7210.49 号又は第 7212.30 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のものに限る。）</u> <u>(3) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の 2 パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 5 パーセント以上のもの</u> <u>(4) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の 4 パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの</u> <u>ロ 関税率表第 7225.92 号又は第 7226.99 号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっきをしたもの（その母材（溶融亜鉛めっきをする前の同表第 72 類の注 1 (f)のその他の合金鋼をいう。以下ロにおいて同じ。）におけるほう素、マンガン又はチタンのいずれかの含有量が当該母材の全重量に対して同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合以上のものであって、当該母材における同表第 72 類の注 1 (f)に掲げるほう素、マンガン及びチタン以外の元素の含有量が当該母材の全重量に対してそれぞれ同表第 72 類の注 1 (f)に掲げる割合未満のものに限る。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>(1) 波形にしたもの</u> <u>(2) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の 10 パーセントを超えるものに限る。）</u> <u>(3) 関税率表第 72 類の備考 1 の合金工具鋼のもの</u> <u>(4) 関税率表第 72 類の号注 1 (d)の高速鋼のもの</u> <u>(5) 合金化溶融めっきのもの（そのめっき層の鉄の含有量が当該めっき層の全重量の 7 パーセント以上の均質な合金のも</u>			

頁	新		旧																								
		<u>のに限る。)</u> <u>(6) そのめっき層のマグネシウムの含有量が当該めっき層の全重量の2パーセント以上のものであって、当該めっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の5パーセント以上のもの</u> <u>(7) そのめっき層のアルミニウムの含有量が当該めっき層の全重量の4パーセント以上のものであって、当該めっき層にマグネシウム及びニッケルを含むもの</u>																									
税率	・ <u>大韓民国を原産地とするもの</u> <u>38.0%（ただし、以下の表の左欄に掲げる生産者により生産されたものにあつては、それぞれ同表の右欄に定める税率）</u> <table><tr><th><u>生産者</u></th><th><u>税率</u></th></tr><tr><td><u>セア・コーテッド・メタル・コーポレーション (SEAH COATED METAL CORPORATION</u></td><td><u>30.6%</u></td></tr><tr><td><u>ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド (DONGKUK COATED METAL CO., LTD.)</u></td><td><u>30.6%</u></td></tr><tr><td><u>ポスコ・カンパニー・リミテッド (POSCO CO., LTD.)</u></td><td><u>29.2%</u></td></tr></table> ・ <u>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの</u> <u>55.3%（ただし、以下の表の左欄に掲げる生産者により生産されたものにあつては、それぞれ同表の右欄に定める税率）</u> <table><tr><th><u>生産者</u></th><th><u>税率</u></th></tr><tr><td><u>アンガン・スチール・カンパニー・リミテッド (ANGANG STEEL CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>ティエンジン・ローリング・ワン・スチール・カンパニー・リミテッド (TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr><tr><td><u>ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロール・シート・カンパニー・リミテッド (BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.)</u></td><td><u>50.1%</u></td></tr></table>		<u>生産者</u>	<u>税率</u>	<u>セア・コーテッド・メタル・コーポレーション (SEAH COATED METAL CORPORATION</u>	<u>30.6%</u>	<u>ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド (DONGKUK COATED METAL CO., LTD.)</u>	<u>30.6%</u>	<u>ポスコ・カンパニー・リミテッド (POSCO CO., LTD.)</u>	<u>29.2%</u>	<u>生産者</u>	<u>税率</u>	<u>アンガン・スチール・カンパニー・リミテッド (ANGANG STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>ティエンジン・ローリング・ワン・スチール・カンパニー・リミテッド (TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	<u>ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロール・シート・カンパニー・リミテッド (BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	
<u>生産者</u>	<u>税率</u>																										
<u>セア・コーテッド・メタル・コーポレーション (SEAH COATED METAL CORPORATION</u>	<u>30.6%</u>																										
<u>ドンクック・コーテッド・メタル・カンパニー・リミテッド (DONGKUK COATED METAL CO., LTD.)</u>	<u>30.6%</u>																										
<u>ポスコ・カンパニー・リミテッド (POSCO CO., LTD.)</u>	<u>29.2%</u>																										
<u>生産者</u>	<u>税率</u>																										
<u>アンガン・スチール・カンパニー・リミテッド (ANGANG STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>ウーハン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>グァンシアン・チュアンシェン・ニュー・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド (GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>ティエンジン・ローリング・ワン・スチール・カンパニー・リミテッド (TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>バオシャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>バオスチール・チャンジャン・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										
<u>ビーエックス・スチール・ポスコ・コールド・ロール・シート・カンパニー・リミテッド (BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>																										

頁	新			旧
		<u>ベンガン・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (BENGANG STEEL PLATES CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	
		<u>レア・アース・スチール・プレート・カンパニー・リミテッド (RARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD.)</u>	<u>50.1%</u>	
	課税期間	<u>令和 8 年 8 月 8 日～令和 8 年 12 月 7 日</u>		
	根拠法令	<u>溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</u>		
	<u>(注) 上記の関税は、通常の税率（実行関税率表に掲載された税率）による関税のほかに追加的に課されるものです。</u>			